

会 議 録

会議名 (付属機関等名)		第2回川西市特別職報酬等審議会		
事務局(担当課)		総務部職員課		
開催日時		令和7年7月29日(火) 午後6時00分から午後7時50分		
開催場所		川西市役所4階 庁議室		
出席者	委員	大和 正史 藤崎 陽子 藏原 亜紀	國津 元司 森田 強 橋本 菜津美	安達 絵里 松原 利明
	その他			
	事務局	総務部長 職員課主査	総務副部長 職員課主任	職員課長 職員課主事
傍聴の可否		可	傍聴者数	0人
傍聴不可・一部不可の場合は、その理由				
会議次第		1 開会 2 議事 (1) 追加資料等の説明について (2) 参考資料・追加資料等に基づく質疑応答 (3) 市長等の給与等の審議 (4) その他 3 閉会		
会議結果		別紙審議経過のとおり		

会長	<p>本日は大変お忙しいところ、当審議会にご出席いただきましてありがとうございます。ただ今より、第2回川西市特別職報酬等審議会を開催いたします。最初に、事務局より本日の委員の皆様方の出席状況等について説明をお願いします。</p>
課長	<p>本日は、ご参集を賜りまして、誠にありがとうございます。</p> <p>本日の出席状況は、リモートでの出席者も含めて、委員7名が出席されています。つきましては、会議開催要件であります過半数の出席をいただいておりますので、本日の審議会は成立しておりますことをご報告申し上げます。</p>
会長	<p>ありがとうございました。ただ今、当審議会は成立していること、並びに Web 会議の適正な実施状況についてのご報告、また設置機器に関する操作方法の説明をいただきました。</p> <p>本日は、6時から2時間程度を目途に会議を進めたいと思いますが、多少オーバーすることもあるかもしれません。その点は皆様の熱心なご討議の結果として、お許しいただかなければならないケースも出てこようかと思っておりますので、予め了承お願いいたします。なお、当審議会は、会議公開運用要綱により公開させていただいておりますので、よろしく願いいたします。</p> <p>それでは、早速審議に入りたいと思います。まずは前回の振り返りを行ってみたいと思います。前回は事務局より、令和3年に開催しました特別職報酬等審議会の答申内容及び追加意見書の内容についてご説明いただきました。加えて、参考資料に基づき現在の状況として、川西市特別職報酬等審議会の状況、それから市長、副市長、教育長の給料等の状況、それから議員報酬等の状況、特別職報酬等の状況、それから行政委員会の状況について説明をいただき、それに対する質疑応答を行ったところでございます。その中で、何点かの追加資料の作成を事務局にお願いしており、事前に委員の皆様には資料を送付させていただいております。その追加資料の表紙を見ますと、市長、副市長、教育長の給料検討資料と記載されております。前回の審議会の中で、各委員より資料の作成の依頼のありました本審議会における用語解説資料と、それから川西市における部長級の年収の資料を追加で作成いただいております。本日の審議は、初めに市長、副市長、教育長の退職手当を含めた給与等の額について、その後、議員の報酬の額を議論していきたいと考えておりますが、それでよろしいでしょうか。じゃあそれで進めさせていただきます。ありがとうございます。</p> <p>ではまず、前回の審議会の振り返りとともに、追加資料の「市長、副市長、教育長の給料検討資料」について、事務局より説明いただきたいと思っておりますので、よろしく願いします。</p>
課長	<p>はい、それではまず、追加資料の説明に入ります前に、前回の審議会の振り返りと今後の流れについて改めてご説明させていただきます。まずこの審議会の目的ですが、市長、副市長といった特別職と議員の報酬の本則の額、本則の用語の意味合いは後程資料をもとにご説明いたします。また、行政委員会の委員の報酬、市長の退職金の妥当性について議論いただき、最終的に答申を出していただきたいと考えておりま</p>

す。

前回の審議会では、阪神間の各市の状況などについて資料をもとにご説明させていただきました。また、4年前の審議会など、これまでの過去の審議会では、人事院勧告に基づいた一般職の職員給料の増減と同じように特別職や議員の報酬も改定すべきであるという考えのもと答申をいただいたところです。その中で、一般職全体の増減率を見るのか、一般職の中で職責が最も重い部長職の増減率を見るのかという中で、一般職全体ベースだと4年間で4.4%、部長級ベースですと1.3%の改定率で、それぞれ本則の額がどうなるのか試算した資料をご覧ください。

そこで、この改定率に関してお願いさせていただきたいことがございます。前回の資料では令和3年から令和6年までの4年間の人事院勧告の改定率をお示しいたしましたが、このたび今年度の人事院勧告の見通しが出まして、おそらく昨今の民間企業の賃上げ傾向から大きな増額改定がされるのではないかと想定されているところです。報道では3%以上の増額ではないかとの見通しもある中で、これまで過去の審議会では審議会開催の前年度分までの4年分の改定率を反映させることとしておりましたが、今回の人事院勧告では大幅な改定が想定されることもあり、今年度分を含めた5年分の改定率を反映させる方がより一般職の職員との整合がとれるのではないかとということも考えられます。

例えばですが、今年の人事院勧告を反映させないとすると、4年後に特別職や議員の報酬が一般職の給料とは異なる動き、一般職は増えないけれども特別職だけ増えるといった可能性もあります。また、一般職の給料は今年の人事院勧告を来年の4月1日からの給料で反映されますが、特別職は4年後に持ち越すというのも少し整合がとれていないのかなというところです。ですので、この点も踏まえた上で審議会の中で今回、お考えいただければと思います。

次にこれからの審議会の流れでございますが、今回第2回の審議会では、市長、副市長といった特別職の給料、議員報酬について、本則の額をどうするかについて、先ほど申し上げました、今年度の人事院勧告の反映も含めて、審議会の意見をまとめていただきたいと考えております。

そして次回の第3回審議会では、今日お話いただく特別職、議員報酬に関する答申案をたたき台について議論いただいて、その後、行政委員会の委員報酬について、資料をもとにご説明させていただきたいと思っております。

その際には、現在調査を行っております各委員会の業務内容や状況の変化等についての資料をご提示いたします。

その後第4回では、行政委員会の委員報酬の額について、ご意見をまとめていただき、第5回では、退職金を含む、全体の議論をいただきたいと考えております。

場合によりましては当初5回の審議会を予定しておりましたが、答申案の作成については、第6回にまで及ぶ可能性もあるかなといったところです。

説明は以上です。

会長

ありがとうございました。ただいまのご説明について何かご質問等ございませんでしょうか。私も二、三日前に新聞の報道で、人事院勧告に関してキャリア組の人たちが中

	<p>央官庁が厳しい職場環境になっているため、給料をかなり上げることが求められ、従来の人事院勧告と比べると、一般の職員の方に加えて、キャリア組の方は、多分もっとすごい上げ方をしてくるんじゃないか、そういう予測があります。そうすると、そういう人事院の勧告を踏まえて、特別職の市長、副市長といった人達の給料を考えていくときに、従来のやり方のままで大丈夫だろうか。今回はまだはっきりしてないからって言って、4年後までそのままにして置くのはいかがかなという気はしてましたんで、そういう資料もできるだけ集めていただいて、今回の答申に反映させることができるのであれば、そういう方向で検討させていただければというふうに考えております。</p> <p>他にご質問ないようでしたら、続きまして事務局よりご説明をお願いします。</p> <p>人事院勧告について、多分来月ぐらいに出ると思うんですけれども、川西市の改定率っていうのは、時期はいつごろ決定しておられるのか教えていただけますか。</p> <p>人事院勧告なんですけれども、例年8月に出ておりますので、もうじき、国のほうから勧告が出るかなといったところです。また、川西市の改定のタイミングですけれども、秋口に、職員組合と交渉しまして、それを踏まえて、12月議会に条例案を提出する。というのが、通常の流れでございます。ただ、今回、今年度の人事院勧告まで特別職の給料に反映させた条例改正をするということになると、いつもよりも少し後ろ倒しになって、議会への上程を、3月にした上で、4月1日から特別職の給料を改定すると、いうことも考えられるかなということです。以上です。</p> <p>わかりました。</p> <p>よろしいですか。では、続けてご説明をお願いします。</p> <p>それでは、追加資料につきましてご説明させていただきます。</p> <p>資料1ページから2ページにかけて、特別職報酬等審議会における用語解説をさせていただきます。</p> <p>前回の審議の際に、公務員の給与特有の表現や文言について、ご質問をいただきましたので、追加資料をもとに簡単ではございますが、説明させていただきたいと思っております。</p> <p>初めに、前回の審議中にも頻繁に出ておりました「本則」、とは何かでございます。まず、今現在、市長の給料は、時限的措置として10%カットされております。そしてこのカットをする前の本来の給料を定めている部分が、条例の本則と言われている部分でございます。これは法律や条例などには、大きく分けて、本体部分の本則と、それに付随する付則という部分がありまして、本則で本来の金額を規定し、付則において、給料の減額などについて規定しているという状況でございます。今回の審議会では、減額される前の特別職の給料の額という意味で、本則の額といった表現をさせていただいております。</p> <p>続きまして人事院勧告ですが、こちらは中立的な立場にある人事院が、労働基本権</p>
--	--

が制約される国家公務員の利益を保護するために行う勧告のことです。この勧告は、労使交渉などによって決定される民間企業の従業員の給与水準と、国家公務員の給与水準を均衡させること。いわゆる民間準拠が基本となっております。人事院は民間企業と比較した上で、国家公務員の適正な給与等について勧告を行い、政府はこの勧告を受け入れる場合は、国家公務員の給与などを定める関連法案を国会に提出することになります。地方公務員の給与も、この勧告を参考に改定方針を決定する傾向にあります。

次に、地域手当ですが、国家公務員は、東京 23 区といった、物価や家賃が非常に高い地域から、東北や四国などの比較的物価が低い地域まで、基本的には給料の金額というのは同じになります。そこで、職員が暮らす地域の物価を考慮して、支給地域と支給割合を定めて、地域手当として支給しています。なお、この地域手当に関しても、人事院勧告により、都道府県を基本としつつ、支給割合が示されており、詳細は裏面 2 ページの※1にございます。地域手当が支給される地域や割合は、1 級地の 20% から、5 級地の 4% までありまして、川西市は、人事院勧告に倣い、段階的に引下げを行っており、令和 7 年度は 9%、令和 8 年度からは 8% にすることが決まっております。

次に、役職加算です。これは年に 2 回、夏と冬にボーナスを支給する際に、役職に応じて加算するもので、市長や副市長などの特別職には、本則では 20% が加算されることとなっておりますが、現在のところ、付則で 0% とする規定をしておりますので、支給していない状況にございます。

次に類似団体ですが、これは全市区町村を指定都市、中核市、施行時特例市、特別区、その他の一般市、町村に区分し、川西市はその他の一般市に区分されております。またその他の一般市は、裏面の 2 ページ、右側の※2をご覧ください。人口と、産業構造に応じて、16 類型に区分されておりますが、川西市は人口が 15 万人以上で、産業構造が第三次産業 65% 以上という IV-3 に区分されてありまして、川西市以外では、他に 32 団体が、この区分に分けられております。参考までに、近隣自治体で同じ IV-3 に区分されている市は、兵庫県の伊丹市ですとか、大阪府の和泉市、京都の宇治市などがございます。

最後になりますが、2 ページの上の部分をご覧ください。前回の審議会にてご質問いただきました本市の市長、副市長などの特別職に地域手当が支給されている状況は、全国的に見て一般的かどうかというところでございますが、先ほどご説明させていただきました、類似団体、川西市を含めて 33 市を調べましたところ、14 市において、市長などの特別職に地域手当を支給しております。

説明は以上です。

会長

はい、ありがとうございました。ただいまのご説明について、質問等ございませんでしょうか。特にございませんようでしたら、次に、進んでください。

課長

では、3 ページをご覧ください。

こちらは一般職のうち、市長等と最も職責が近いと考えられる部長級の年収を記載した資料となります。川西市では、一般職の職員のうち、主に事務職の職員については、

条例上、行政職給料表という給料表によって、給料額が定められております。この給料表には、1級から8級までの区分がありまして、部長級の職員は、最高級の8級に位置付けられております。左下の参考1、こちら8級部分を抜粋した表でございます。この8級には、1から9の号級があり、その職員の経験年数などから個別に号級が決定されております。今回は、部長級としての次の3つのパターンで試算しております。初めに最も号給の低い8級1号給、次に実際に大半の部長が張りついている8級2号給、最後に理論上、最も号給の高い8級9号給でございます。表中に記載しておりますが、部長級には管理職手当として、毎月8万5,000円が支給されており、給料月額と、管理職手当の合計額に対し、地域手当を加算した額が毎月の基本的な給与額になります。また、期末勤勉手当として、夏と冬に一時金、いわゆるボーナスが支給されます。それらの合計額をここでは年収と表記させていただいております。

なお、資料の右下の部分参考2では、最高号給である8級9号給で退職した場合の退職手当の理論上の最高額を記載しております。ただし一般職の退職手当の支給月数については、市長等のように勤務年数に単純に比例するものではなく、勤務年数が増えるにつれて、支給月数に傾斜がかかりますので、あくまで参考としていただければと思います。

説明は以上です。

会長

ありがとうございました。今のご説明について何かご質問ありませんでしょうか。よろしいですか。では、続いて次のところをお願いいたします。

課長

それでは4ページをご覧ください。前回配布した資料の中で、阪神7市の市長、副市長、教育長の年収一覧という資料がございましたが、これは阪神7市の条例の本則の額をもとに、市長、副市長、教育長の年収を試算したものでございました。その中で年収を比較すると、川西市長は、阪神7市の中で、上から6番目の額となっております。今回の資料は、川西市の市長、副市長、教育長の年収の内訳をグラフで可視化したものとなります。グラフにおいて青色の部分が毎月の給料関係、オレンジ系の部分が、期末手当、緑系の部分が退職手当となります。それぞれの内訳の詳細な値計算については、左下の表に記載をしております。

説明は以上でございます。

会長

ありがとうございました。後程、退職手当を含めて、市長、その他の特別職の年収の妥当性や相当性が議論になってくるわけですけれども、その内訳がなかなかわかりにくい状態になってまして、今ご説明いただいた表の左下のところで、期末手当に換算される部分と、それから退職手当のほうに、換算される部分とでいろいろ違いがございますので、今後議論していく中で、わかりにくかった場合はここに戻っていただいて内訳がどんな具合になっているかというのを、イメージしていただければ、今後の議論もわかりやすいかと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

他に何かご質問ございませんでしょうか。特にございませんようでしたら、引き続いて議事を進めて参りたいと思います。

当初のスケジュールを振り返りますと、今回と次回の前半で市長、副市長、議員等の審議を確定させるというものでありました。本日は初めに市長、副市長、教育長の退職手当を含めた給与等の額及び議員の報酬の額について、ある程度整理し、方向性を固めていきたいと思えます。それで、これも前回の振り返りになるんですけども、前回事務局のほうから、令和3年度のこの審議会でお出された答申の内容について、どういう仕組み、構造になっていたかということをご説明いただいたんですけども、その部分を私のほうでわかりやすくまとめ直して、もう一度振り返ってみたいと思えます。

まず、議論の進め方ですけども、前回の令和3年度特別職報酬等審議会の答申等の内容について、事務局からいただいた説明について、そこでも明らかになったかと思うんですけども、市長ら特別職の報酬等を定めるにあたって、まず法律等に定められた客観的な基準は存在しないということは、すでにご了解いただけたところかと思えます。そうすると、客観的なものがないわけですから、つまりは市長ら特別職の適正な報酬額を導き出すにあたっては、言わば一般に相当と認められる相場、大体どれぐらいもらってるのかという額を見い出して、それらとの比較において当該報酬額の社会的相当性を担保する他にないこととなります。客観的な確定額というのではなくて、こういう職業の方はどれぐらいもらってるんですかっていう例を、ある程度の数を集めて、おおよそこれぐらいの値になる。それと川西市長を比べたら、大体相当な金額なんじゃないかという、そういうやり方しかないという考え方が、前審議会でも前提として導き出されておりました。そうすると、そのような認識を前提にして、どうやってその相当性を導き出すための材料を集めていくのかという話になります。

前審議会では、どのような考え方に立って結論を導いたかについて、次は見ていきたいと思えます。市長らの報酬等について、適正額を算出するにあたって、前審議会では、まず第一に、本市と類似性の高い他都市、特に阪神6市における関連データとの比較をした。それから第二に、本市の一般職の給料改定率を検討対象としておりました。前者については、阪神6市との間で、報酬等の本来額、先ほどご説明いただいた条例本則上の額、を用いた年間収入総額を比較し、この比較を通して本市特別職の報酬等の額は、阪神6市と川西市を含めた7都市の中で総じて、4位から5、6位の間に位置しており、現時点でも一定の相対的妥当性を有する事が確認出来たとされてます。まず比較してみたら、大体相当なところにあるんじゃないかという判断ですね。次に、一般職の給料の改定率をめぐっては、平成29年度の審議会において、平成28年度までの改定率を特別職の報酬等に反映させたことに倣い、平成29年度から令和2年度までの4年間の給料改定率を算出しましたがその際、前々回の審議会でも論点となった一般職全体の給料改定率を参考にするか、特別職に職責が最も近いと考えられる部長等の給料改定率を参考にするか議論に供するために、両数値を算出したところ、一般職全体の給料改定率は0.3%増額、部長級の給料改定率は、0.1%増額という数値を得ております。ただ、前審議会では、この特別職の報酬等を改定するにあたり参考とすべき数値として、これらのどちらを採用するかを判断する前に、先ほど2つ検討材料にしたんですけど、3つ目の検討工程として、市の財政状況の確認を行いました。

具体的には、文言だけで申し訳ないんですけども、将来負担比率という指数を見ることで、本市の財政状況が厳しいものであることを確認し、さらに別の視点から、本市

の財政状況を把握する意図で、財政力指数という指標を取上げ、平成 29 年度以降の同指数を阪神6市と比較検証すると、川西市は常に最下位である7位であり、かつ唯一悪化傾向にあり、依然として本市は、厳しい財政状況にあることが確認出来たこと。また、長期的にも、人口減少等の影響を考慮すると、市民税や固定資産税などの税収の増も期待出来ないと予想されること。さらに、コロナ禍における、世界全体の先行きの不透明さは、近現代史上類を見ないものであるといった状況の中で、先ほどの一般職の給料改定率をもって、額面通り 0.3%、或いは 0.1%の増額改定を行うことは、果たして適切なのかという疑義が表明され、慎重かつ総合的な検討を行った結果、最終的には、市長ら特別職の報酬等を据え置く案が、全員の賛同を得ることになった。結論的には、一般職或いは部長職のところは 0.3 ないしは 0.1 と上がっていたけれども、特別職については見送るという結論になったというのが、前審議会の結論になります。

あわせて、今回と同様に、市長から退職手当の在り方についての検討も、口頭の諮問事項になっておりまして、この点について、前審議会は、その答申において、本市の実態や他市の状況について議論を重ね、委員の総意としては、現行の特別職の退職手当を含めた、総収入の額そのものについては、一定の妥当性を認めることはできるものの、特別職の退職手当全体を見通し、判断の指針を提示するためには、より本格的な検討が必要であるとして、付帯意見として、特別職における地域手当について、さらに検討が継続されることを期待したいとの意見が、付されておりました。前回は、地域手当が疑問視されて調べていただいたというのも、この辺りも関わってくるかと思えます。さらに、答申に加えて、市長の退職手当を取り上げた、追加意見書が提出されており、そこでは、公務員の退職手当の制度の要点や、それから他の地方公共団体の事例を踏まえた退職手当制度の現状と論点整理、それから、本市における市長の退職手当といった観点から検討が進められ、具体的には、阪神7市に加え、本市と人口規模の類似した 15 万都市との退職手当を加えた総年収ベースでの比較、そして民間企業の役員報酬との比較を行い、また、本市が兵庫県市町村職員退職手当組合に加入しており、一般職と特別職の手当はともに、当組合の条例によって規定されている点、そして、川西市一般職の退職手当支給率は、国家公務員と同率で定められており、相対的に安定した世間相場を体現している点などにも触れた上で、川西市の市長の総年収はいずれにおいても、極めて妥当な範囲内であることを、確認したとの結論をまとめ、さらに踏み込んで、現行制度を継続することは現時点においては妥当であるとの言葉も添えられておりました。

結局、市長から退職手当について何らかの検討をして欲しいという、口頭の諮問をいただいていたわけですがけれども、結論的には、民間企業の最近の動き等もありますけれども、そういうことを踏まえた上で、結局、現在の市長の通常の給料でもらってる分と、それから、4年間の任期を終えた上で、得ることになる退職手当を全部まとめて4年分を出してそれを4で割ったら1年の総収入になるわけですがけれども、その金額が結局のところ相当な範囲内であろうということで、その数値が算出される現行の退職手当制度自体も、そのまま続けていいんじゃないかという結論も付されていたという状態です。ただし、これはあくまでも、前審議会がその結論を導き出すにあたって、そういうような考え方をとられたということです。加えて、何度も繰り返しますけれども、民間企業ではこ

	<p>の10年間ほどで、役員の退職慰労金に対する考え方がずいぶん変化し、特に外国人投資家が入ってくると、退職金という考え方がなじまなくなってくるんですね。特に業績が悪化して辞めた人に、4年間やったからって何でそんなもんを払うんだっていう疑問が端的なもんなんですけども、そういう動きを踏まえて民間では、退職慰労金をなくして、月々の報酬のところで載せてしまう。その代わり、やめるときには、退職慰労金なんてない状態っていうのが、以前と比べると、割と、一般的とまではいきませんが、1つの流れとなってきたことを踏まえ、改めて本審議会でも、市長のほうから退職手当について検討し、何らかの検討して欲しいという、口頭の諮問があったわけですから、それはそれで、改めてもう一度考えた上で、それが妥当だったら妥当という結論を、前審議会と同様に出すこともあり得るでしょうし、方向性としてはもうちょっとこういうことも、ということもあっていいかとは思いますが。そういうことも踏まえて、ご検討いろいろいただければと思います。</p> <p>退職手当のほうは、いろいろと、難しい問題も関わってきますので、まずは本則の給料部分と、それから期末手当のところは、すぐ出てくる場所ですけども、そのあたりの数値について、先ほどの事務局でつくっていただいた資料でも算出されてくる数字ですけども、そういった数字を踏まえて、ご意見いろいろといただけたらと思います。そもそも、市長の年収が、退職手当を含めて、2,346万6,658円となるといった数字ですけども、端的にこの数字について、どうのご感想をお持ちでしょうか。</p>
委員	<p>前回いただいた資料の2ページにあります、過去の報酬等の、いわゆる審議会の流れ見ると、本当に失われた30年間に、ほとんど上がらずにマイナスで経過してきた、前回も0%という、改定がなかったということで、これを見ると、民間企業と比べるとはよくないと思うんですけど、およそ2,000名から3,000名の企業のトップとして、この30年間の間にかなり報酬額は拘束されてしまっているのかなあと。企業の社長としては、そういうイメージを持っています、だから、いわゆる今回は非常にこう物価が上がっていますし、いわゆる給与所得者としても非常に生活が苦しいという状況を反映するような、今回裁定が出るんだと思うんですけど、それに合わせてある程度、5年間分を反映と言われてましたけど、改定が必要じゃないかなというふうには思っております。</p>
会長	<p>今、委員からご意見ありましたけれども、去年今年と、民間の企業の給料はかなり上がってますし、特に初任給の上がり方はすごい数字で上がってますんで、そういうことを踏まえると、大企業と比べるとはいかがかとは思いますが、多分大企業の従業員の人から見たら、市長をやってこの数字は…っていう、そういう見方は、確かにあり得るかと思うんですけど、30代ぐらいからもう1,000万超えてきて、30代半ばぐらい、或いは40代でも2,000万とかっていうのは、民間企業で出てくる数字かと思っておりますので、そこと比べると、役員ともなったら、もっと上にいきますし、そういう世の中の動きを踏まえる必要は、あるかなと私自身もそういう感じはしております。他にご意見いかがでしょう。</p>
委員	<p>ただし、民間企業であるとやっぱりその収益が伴わないと、上げれないということも</p>

	<p>う多分にあるので、川西市の財政状況がね、いわゆるそのどれぐらいなのかというのはやっぱり、事務局サイドじゃないと僕らはちょっと今わかんないんですけど、そこは注意する必要があると思います。</p>
<p>会長</p>	<p>ちなみに、前は、川西市の財政状態が必ずしも芳しくないという、むしろ当時は悪化傾向があるくらいだということで、据え置くという判断だったようですけども、その後の川西市の財政状態いかがでしょうか。</p>
<p>課長</p>	<p>4年前と今現在の、阪神7市の財政力指数っていう、いわゆる各市、自分ところの収入でどれだけのこと賄えるかというような数値があるんですが、残念ながら、4年前と同様で、川西市はその指数自体は、阪神間では一番低い状況にはなっております。芦屋市を除く6市については、その4年前と比べて、少しその指数も落ちてしまっているというのが現状としてあります。ただ、阪神間では最下位というものの、全国平均と比べますと、低くはないという、そういう状況でございます。</p>
<p>会長</p>	<p>そうすると相対的には、他が少し下がって、川西が現状維持的なのであれば、少し改善したことになるんですか。</p>
<p>課長</p>	<p>川西市が横ばいというわけではございませんで、具体的には、令和5年度の決算の状況ですけど、財政力指数が0.65ということになってまして、前回の審議の際に用いた数字でいきますと、令和元年度の数字をそのときは使ったんですが、そのときは0.72ということで、0.72から0.65ということで下がってはおります。近隣の、例えば伊丹市でしたら、前は0.83で、今回のものでは、0.77、他では、宝塚でしたら、前は0.89、今回最新のものでは0.82といったように、どこもその4年前と比べると少し悪くはなっているという状況です。ちなみに、全国平均も数字的には悪化しているという、そういう傾向にございます。</p>
<p>委員</p>	<p>二、三ヶ月前でしたか、市長との意見交換会のようなものがコミュニティでありまして、そのとき、大きな流通センターがあちこち出来てるので、税収が増えてますとおっしゃっていました。それがどの程度のもんなんかは知りませんが、あちこちにそういうのが出来ていると。ただ、人口がそんなに増えてないと、一般の市民税はそんなに増えないかもしれませんね、その企業の法人税が増えたというようなことをおっしゃっていましたんで、その辺りがどんなもんかなという気がします。だから、さっきもおっしゃったように、財政状況がわからないと、市長とか特別職の基準というのは非常に難しいですよ。</p>
<p>会長</p>	<p>今のお話に関連しては、何かデータはないんですか。</p>
<p>課長</p>	<p>確かに一の鳥居のところ、そういう物流施設のようなものが出来ますので、固定資産税をはじめ、税収が増えるっていうことは、確認はできるんですけど、それが具体的に、資産税がどれだけ上がってくるかっていうの、すみません、ちょっと今データは持</p>

<p>部長</p>	<p>ち合わせていない状況です。</p> <p>一の鳥居のところに舎羅林山という山があるんですけど、そこに比較的大きな物流施設が出来ます。固定資産税でいくと、今の見込みでは、土地と建物、ざっくりした見込みですが、8億円。固定資産税だけで8億円ほどが入ります。ところが、8億円丸々増収になるかっていうと、地方交付税という制度があります。専門的な話ですが、市役所として、標準的にしないといけない支出がこれだけありますよね。川西お金ないから義務教育はやっていませんっていうわけにはいきませんので、標準的にしないといけない事業にかかる費用と、税金で入ってくる分が、税金の収入のほうが少なかったら、その差が国から交付されるという、そういう制度です。こっちの収入が増えると、国からもらえるその補填分が減るという形になります。ですから、8億円増収が増えると、おおよそ4分の3は国からもらえていたので、約6億円減るが4分の1だけ実際に財布の中に入ってくるお金が増えるという、そんなイメージです。ですので、市長がそういう形で言ったらその部分は億単位で増収は確かに増えます。そこで働く方が増えることによっても、法人からもらえる税金が増えます。ですので、間違いなく財政状況がよくなるという部分は、確かだということですね。ただ、大きな施設ができるからといって、すごく財政が豊かになるかという、そんなものではない。数億、よく言っても10億までの増収が、市民、個人からいただく税金の少しプラスアルファになってくるかなというそんな状況ですね。ですので、今課長が申しあげましたように、財政力指数がそしたらどんとよくなるかという、ほんの少しの影響にとどまるかなというそんな話です。後は高齢化がこの近隣住宅地が多いもんですから、どうしてもその働かれる方がどんどん減っていて、増収としては落ちていくという傾向であると。少し悲しい話ですけど、劇的によくなりますよという状況ではないと思います。</p>
<p>委員</p>	<p>いい話ではあるけれど、そんな手放しで喜んではいけないということですね。</p>
<p>委員</p>	<p>財政状況の反映という意味ではですね、他市との近隣市だとか、同規模の他府県の市と比較する際に、例えば、歳出に占める人件費比率みたいなものを、比較検討の対象にするというのは1つあるのかなというふうに思っています。あと改定を、もし一般職全体とか部長級を参考にですね、増額改定をするとしても、市長含め高額な給与水準である特別職の改定率を同じようにすれば、かなりその支出の額が大きくなってしまおうと思いますので、その点も勘案して改定率を検討するべきではないかと考えます。</p>
<p>会長</p>	<p>他、ご意見いかかでしょうか。</p> <p>いろいろと率直にご意見いただけたほうが、今後の議論もやりやすくなりますので、よろしく願います。</p>
<p>委員</p>	<p>大前提としていくらが正当かという話ですが、その額を比べるとなれば、近隣市町の状況、これ競ってはいかんですけれども、この川西市長のほうが少ないのは、少し寂しい負けてるやないかと。例えば、第1回の資料の11ページですけど、兵庫県の市の</p>

	<p>一覧があるんです。芦屋だけはちょっと特殊なんかどうか分かりませんが、人口の割には、報酬が高いと。</p> <p>それが、川西市の市長は 11 番目というところなんですね。それは、人口半分ぐらいの高砂よりも少ない。人口だけ決めるのはよくないんでしょうけども、宝塚とか、伊丹とか、その辺と比べるとはまあまあ妥当かとは思いますが、人口比だけで見ると少ないというのと、それから、もう4年8年前から全然変わってないというのは、やっぱり景気というか、物価上昇から考えると、やっぱり妥当ではないのかなあという、それだけで生活してるわけじゃないんでしょうけども、生活していくとなると、やっぱり物価が上がっている分、それと4年前は確かコロナ禍で全国的に落ち込んでた時期なんで、今度はそのままではいかんだろうなという気はしますね。ちょっとでもアップはしたほうがいいんじゃないかなという気はします。</p>
委員	<p>年収等の妥当性というか、そこら辺の感覚はちょっとわからないんですが、前回の審議会も参加させていただいて、そのときの空気として、コロナ禍の空気感がありまして、そのときに、市長のね給料が上がったよってということが、市民感情としてどうだろうってのがちょっと出てました。その額がいいよっていうよりは、そういうこともあったので、据置きましようっていうふうな雰囲気もあったかなと記憶はしています。でも、その時からまた引き続いてなので、ある程度の改定は必要なんじゃないかなっていうふうには思っていますが、その本則の基本給みたいところを、改定していったときに、地域手当等がまたパーセンテージでかかってくるので、地域手当をどうしていくのかっていう部分も含めて、基本の給料のところを上げていくのかそれか、地域手当のパーセントでかけていくのか。何かが上がると全体として上がっていくのかな、退職手当も上がっていくので、そこら辺も考えながらなのかなというふうには思っております。</p>
会長	<p>結局、総年収で見るというのは、そういう1ヶ所いじると連動して上がるから、だから本則の給料部分だけで考えるんじゃなくて、それを上げたらこれも上がると、結局年収幾らになるっていう側面をとらえないと、どれだけ増えたかわからないし、結果的にその額が妥当かどうかという判断をしたほうがというのが、この年収の考え方になってますね。</p> <p>ですから、結局、最終的にその落とすところがこれぐらいのところでしょうとなると、逆算してって、本則でこれだけ上げて、それに合わすと、地域手当はこういうふうになるし、という計算をしていくことになるんだと思います。</p>
委員	<p>私も地域手当というのがポイントかなと思います。前回の資料の3ページのところで、7市の比較が出ていますが、もちろんこれ本則となっておりますが、川西市は 98 万 2,000 円と載っているものの、地域手当が記載されていないため、ここにプラスで 10% が付け加わるという状況ですね。川西市と伊丹市だけは地域手当が加わるんだという。そこが難しいなど。地域手当のほうは 10% から今年は 9%、来年は 8% という形でだんだん減ってきています。これも全体として考えると難しいのですが、地域手当が減っていく状況を考えると、結論としては、上げるべきかなと思います。ただ、その改定率が</p>

	<p>難しいのかなという印象です。</p>
<p>会長</p>	<p>ちなみに、この3ページの資料の中で地域手当のお話が出ましたが、地域手当がついているところとついていないところがあるのでしょうか。</p>
<p>課長</p>	<p>はい。その次の4ページの資料をご覧くださいと思います。川西市と伊丹市が地域手当を支給している状況でありまして、先ほど類似団体の比較についてお話しさせていただきましたが、そこでは川西市を含めた33市の類似団体のうち14市が地域手当を支給しているという状況でございました。</p>
<p>会長</p>	<p>これ、阪神7市の中では少数派ということですか、地域手当。</p>
<p>課長</p>	<p>特に経緯はないのではないかとこのところでございます。地域手当を含めていることで、地域手当がない市が悪いというわけではないですが、人事院勧告に準拠するという意味では、この地域手当も人事院勧告で民間との比較の中から導き出される数字ですので、地域手当を支給することでより民間準拠の位置づけになるのではなかろうかということと、そしてこの地域手当を仮になくして、給料の月額部分に加算するという形にすると、退職手当に影響が出るなど、様々な問題が考えられるため、今まで地域手当を廃止する議論には至っていなかったのではないかと思います。</p>
<p>会長</p>	<p>前回審議会の答申か、追加意見書か。その地域手当を、退職金のところのその連動性の問題があるから、それをなくすときに、数字をちゃんと調整して、最終的にはその本則の金額のところを幾らを乗っけるとかっていうことを、いろいろ検討した上で地域手当を無くすとした自治体もあるってというような表現が、出ていました。やはり、退職手当について、各自治体でいろいろ検討しているところがあって、ある市の答申の中で市長等の給料を「見える化」するべきだというような形でされてるんですけども、結局、いろんな要素を足していった総額とすると、結局市民からすると、一目でわからないなということになりかねないので、とにかくぱっと見たら、特に市長だとか副市長だとか特別職の人については、市民がすぐ分かるような内容にしようっていう発想をされた自治体が、そういうことをされたのかなっていうふうに思うんですけど。</p>
<p>課長</p>	<p>そうですね。会長おっしゃる通り、そういう発想で、地域手当をなくしたっていう自治体は確かにあるとは思いますが。ただ、川西市の現状を例えに考えますと、本日お配りさせていただいた追加資料の中に、2ページ目ですけど、地域手当について、川西市は8%に下がりますという人事院勧告がなされたんですが、実は兵庫県は、その5給地の4%というふうになっておりまして、おそらくですけども、このままずっと川西は8%というよりも、人事院勧告としては、都道府県は一律にしたいというような意向が見える中で、仮にこの8%を市長の給料に上乗せさせた上で、市長には地域手当を出しませんというような改正を仮にした場合ですが、将来4%に川西は地域手当が下がりますよという人勧が出たときに、一般職の職員は4%に下がることにはなりますが、特別職だけが実</p>

	<p>態として下がらないという、特別職の地域手当を一般職と絶対そろえないといけないというわけではないんですけれども、そういったこともあって、人勧の民間準拠という上では、今の段階では無くさず、継続でも…という考えもあるのかなというそんな印象です。</p>
委員	<p>この表を見ると、今4級地になってますけど、この右側の表で、僕の認識不足かもわかりませんが、人口が15万人を切ると、1つ下がるわけですかこれ。</p>
課長	<p>人口によってパーセントが決まっているというわけではありませんで、例えば、芦屋市なんかは、人口少ないんですけど、12%のエリアに指定されてますんで、人口というよりも、その物価の影響といいますか、その辺りを国は見ているのかなというところですよ。</p>
会長	<p>全体を理解するのはなかなか大変ですね。他にご質問ありませんか。本当に率直にこういうことを聞いてみたいと。委員はいかがですか。</p>
委員	<p>例えば、前回お配りいただいた資料4の5ページ、6ページに市長かな、載ってございますけれども、例えば、6ページが上がってます宝塚市さんのほうでは、当然これ改選の時期が当然まちまちでございますので、その辺の都合もあるかと思うんですけども、宝塚市さんが、前回のときに12.2%という結構大きな数字。これはやっぱり何かそういう変革の内容というのが、あってこの二桁の改定率を実施されたんでしょうかね。</p>
課長	<p>宝塚市のこのアップ率12.2%の根拠というところは現状存じ上げないんですけども、このやはり最近この特別職の審議会を開催している自治体などは、やはり上げる傾向の自治体が多い印象はあります。やはり、どこも民間企業との比較、そこに準拠するっていうのに重きを置いているので、このような結果になったのかなと。10年、20年ぶりに上がっているというような自治体がある印象でございます。</p>
委員	<p>ここ何年か、物価も上がっている時代でもありますし、やっぱり世間からしてもやはり上げていくべきだというふうな形で、統一感がございいますでしょうかから、他市としても、市長もしかりですし、例えば副市長の額を見させていただくと、大分差が開いてるような、傾向もあるようには、見受けられました。川西市の副市長は他の市に比べたら値段がまだそこまで上がってないのかなあというような感じにも受け取りましたんで、やはり今大変な役職ではございますので、やっぱりそれに見合うような給料をお支払いしないと、民間の私なんか考える中では、なかなかやっぱりやり手が、なかなか出てこなくなっても困るんで、その辺もやっぱり配慮すべきなのかなというふうには思いますね。</p>
会長	<p>現在の経済状況とか、民間企業が給料を上げる方向からすると、やっぱりいろいろとご意見を伺っていると、一定程度は特別職に反映させないといけない。逆行するようなやり方をすると、その財政がどうのっていう評価もあるかもしれないけど、世の中の流れと、比べるといかがかというところもあるんで、方向性としてはやっぱり一定程度はつ</p>

<p>課長</p>	<p>というのは、個人的には思うんですけど。今回の対象は、市長、副市長、教育長と、それから、市議会の議員とで、ほとんど議員のところは議論になっていないんですけども、次回答申のたたき台をっていうときはそこを含めたものになるんですけどね。</p>
<p>会長</p>	<p>答申のたたき台を次回お示しいただくのは、議員の報酬も含めたものになっております。</p> <p>議員については、資料の中に所々でてきてはいるんですけども、市長のというか、特別職以上に、議員のところは、何となくわかりにくいという感じのところがあります。そこで先ほど、事務局と打合せをしているときに、ちょっと単純な発想なんですけども。他の市町村と比べると、各議員の報酬の額だけじゃなくて、市議会の場合、定数がありまして、議員報酬総額っていうのが出てきますよね。その定数 20 のところで、1,000 万払ってるっていうのと、30 人のところで、800 万払ってるとかというのが、数字の上では、大した差はないけども、個々の部分では、大きく見えるけれども、総額としては、結局似たような金額になるんじゃないかと。これ、人口 15 万ぐらいのところと、それから人口 20 数万或いは 40 数万っていうので、すでにいただいた資料の 22 ページのほうには、議員定数が記載されてます。それと、右側に議員報酬で議長、副議長、議員の報酬が書かれてるんですけども、手元でざっと計算してみると、要するに、議員定数と、その報酬、議長とか副議長を抜きにして、議員の報酬を掛け合わせて、それを人口で割ると、面白いことに当然といえば当然なんですけど、人口の少ないところほど、議会としては一定の人数が必要だから、少ない割に議員がある程度いて、その報酬をかけ合わせて人口で割ったら、例えば、三田市なんかは、人口 10 万ぐらいで 1,800 円ぐらいになるんですけども、市民 1 人当たりの負担が。尼崎だとか西宮だとかっていうのは、人口が多いんで、議員定数も多いですけども人口が多いから、計算してみたら 1 人当たりの負担 1,000 円程度になります。同様に、川西も人口が 15 万ぐらいだったらどうなのかというような比較の数字を、事務局にお願いして、次回、答申案のたたき台と一緒に出していただくことをお願いしています。そういうのを見ることで、川西市の人口と対比して、そんなべらぼうに高いとか安いだとかっていうことはないっていうようなものが、1 つの基準として出てくるかなと思って、お願いしております。ちなみに、この表の中に出てくる芦屋だけは異例です。人口が 10 万を切っているのに、市民 1 人当たりの負担額が 2,400 円と断トツということは、すごくお金を払っている=自治体ということになるんですけども、それと比べたら川西は、人口的には 15 万ぐらいのところではちょうど妥当なところというふうな感触は持ちました。残念ながら、この阪神地区では、同じ人口数のものがないので、事務局のほうには、先ほどの表にも出てくる他の地区で 15 万ぐらいのところの議会を幾つか出していただいて、それで比較出来たら、議員についても、その判断材料になるかなということをお願いしていますんで、次回になってしまいますけどもそれもご覧いただければと思います。</p> <p>ところで、上げるっていう方向になったら、基本的にみんな同じ上げ幅なんですよね。</p>
<p>課長</p>	<p>市長、副市長、議員、どこを上げる、下げるとかというのはちょっと難しいところがありまし</p>

<p>会長</p>	<p>て、過去には全て一律になってます。</p> <p>これくらい上げるべきというには難しいところがあって、冒頭で申し上げましたように、今回の人事院勧告では、国家公務員のほうが、キャリアも含めるとかなりの数値を出してくるだろう、ということを見ると、この審議会自体も、一般職とそれから部長とで、どっちでいっていかってという考え方でしたけれども、国家公務員のキャリアに関する話は、自治体のほうに反映してくるようなもんじゃなく、国家公務員のところだけですよ。</p>
<p>課長</p>	<p>はい。国家公務員は、その民間と比較する際に、今までよりもさらに大きい規模の企業だけをピックアップして比較しようとしておるんですけど、霞ヶ関、その本省で働いておられる方と、同じように、大企業だけをピックアップしようっていうような、都道府県なり自治体も出てくるかもわからないです。例えば、東京都庁ですとか 23 区ですとか、まだちょっとそれはわからないですけども、今まで通りの小規模の会社も含めたものとの比較でいくのか、大企業だけでいくのかっていうのは、本庁に勤める国家公務員は大企業と比較というふうになりましたが、地方の公務員は、これを受けてどうするかっていうのはこれからかなというところですよ。</p>
<p>会長</p>	<p>一般職の公務員の方と、それから特別職で、企業でいえば経営者に当たる部分の人の報酬をどのあたりで落ち着かせるかかっていうのも、なかなか難しいところかとは思いますが、そのたたき台を作らせていただくときに、場合によったら、1本ではなくて、こういう場合、こういうことを考慮したらこうなってしまうような可能性もあるかと思うんですけども、方向性としては、一定程度上げるという方向性で特にご異論はございませんでしょうか。一応そういう流れでつくるといことでよろしいですね。委員はいかがでしょう。</p>
<p>委員</p>	<p>今の段階で、すみません、前回出席出来ていなかったこともあるので、ちょっとどういったものか判断はいたしかねるかなと思うんです。先ほどの地域手当が4%に下がるかもしれないというのもあるので、どの改定率で、どこまで総額が変わってくるのかっていうのを正直今の段階で、ちょっとよくわかっていないところもあります。</p>
<p>会長</p>	<p>次回審議会はいつの予定になるんですか。</p>
<p>課長</p>	<p>次回の審議会は、8月の下旬ごろに開催予定です。その頃には人事院勧告はもうすでになされていると思います。なので、その人事院勧告の数値をもとに、今日ご議論いただきました、一般職ベースなのか、部長級ベースなのかといったところもひっくるめて、いくつかのパターンといいますか、数字をお示しすることができるかなと思います。</p>
<p>会長</p>	<p>一応案は、1本ではなくて、8月10日前後ぐらいに出されるだろう人事院の勧告を、ある程度考慮して、それで複数のたたき台という形で一応方向性、その方向性で考えさせていただければと思ってるんですけど。いかがでしょうか。次回のときには、人勧のほ</p>

委員	<p>うを含めて、それと対比しながらという形でご検討いただくことになるかと思います。</p> <p>その地域手当を下げるかどうかというのも含まれてくるというお話ですよ。</p>
課長	<p>地域手当ですけれども、私が先ほど、兵庫県下が4%になっている関係で、下がる可能性があるという話なんです、この地域手当に関する人事院勧告自体は、毎年なされるものではありません。これは去年の人事院勧告で出たものになりますので、この後、5年後なのか10年後なのか今の段階ではわかりませんが、当面の間は8%の地域手当は継続されるという見込みでございます。</p>
委員	<p>わかりました。では、8%前提で検討すればよいということですね。</p>
会長	<p>当面の方向性では下がるだろうという前提ですが、現段階で特別川西市の特別職の報酬額等を検討するにあたっては、直接それを踏まえてというのではなくて、それ以外の現在の状況で検討していいのではないかというふうに思います。そうしましたら、本日はこのようなところでよろしいでしょうか。</p>
課長	<p>今日ご議論いただいた内容をもとに、次回、答申のたたき台というものをまた皆様に議論いただければなというところです。</p>
会長	<p>今日やり残した部分はありませんか。特別職の議員のところまで、先ほど議員についてちょっとだけ触れさせていただきましたけども、割合的には同じことになります。ただ議員について先ほど申し上げましたように、ちょっと比較表、検討材料を次回つくっていただいたほうが納得感が違うかなと思ってお願いしているんですけども、それを次回踏まえさせていただくということで、特別職の市長、副市長、教育長から議員…。ちなみに、議長、副議長っていうのは、当審議会の事項なんですね。やはり、それも同じ比率で扱っていくということで、たたき台を作成させていただくということで、ご了解いただければと思います。</p> <p>他、ご質問、ご意見ございませんでしょうか。</p>
委員	<p>単純に給料を上げるということは、今私が話を聞いている感じだと、川西のこの財政が改善しているとか、景気がよくなっているというわけではなく、上げるということは、一体どこが負担をすることになるんですか、こういう場合って。例えば、私は市長とお仕事させていただいて、今回初めてお給料を見たときに、結構もらっていないんだなって、正直思ったんです。それなのに、あのモチベーションはすごいなって思ったんですけど、いろいろお話を聞いていると、三田市が1,800円ぐらいを負担してとか、芦屋市は2,400円っていう話があって、これは単純に今市長以外の皆さんを上げたときに、全体的にお金がぐっと上がっていくということですよ。そうすると、これって、どこが削られてそれが可能になるのかがわからなくて、すみません。変な質問したらごめんなさい。</p>

会長	極めて重要なご指摘だと思います。
委員	人口が増えているとか、財政が改善傾向なら、市長等のお金を上げようというのが、川西市民としてわかるのですが、確かに前回のコロナ禍よりは上げたほうがいいと思う反面、コロナ禍により、儲かっていると実感している企業さんって半分もないのかなって私は体感的には思っていて、今市長等の給料がぐっと上がると、理解される方もいれば、反対される方もいるだろうと、すごく説明が大変だろうなど。いろんなものが上がっているんだって思いながらも、川西市で商売をしていると、まだまだ儲かっていない状況では、もっとちゃんと理由が欲しいなど私なら思ってしまうなど。気持ち的にはあげてほしいのですが…。
会長	はい。国の今の積極財政云々というのも結局同じ問題でして、景気を上向かせなかったら、増えないってところありますよね。入ってこないんだから、それに合わせてやってたら、ずっとらちが明かないという。ところで、国の場合は、足りない財源、どこで賄うんだってということで、国債がどうだとかって話になりますけども、自治体の制限はあるけれども、市債をだとかっていうそういう手だでもありますので、具体的に川西市がどこから財源をとっているのは、いろいろあり得るかと思えますけれども、財源が足りないから出せないってやり方で、抑え込んでいくと、市の活性化にも繋がらないところがあって、どこかでやらなきゃいけない部分あるかなと思うんです。ちょっと無責任なことを言ってるところはありますけれども、出入りを計算して、それでは入ってこないんだから出せないってのは、多分、問題の解決の道を完全に閉ざしてしまうことになるので、それこそ国の積極財政と同じような、何かしらのことが必要なのかなと、その流れの1つかなというふうに思ってるんです。
委員	ありがとうございます。今言われてるのは、市長と他とっていうんですかね。例えば、極端に言うと、市長だけ上げて、それで副市長だとか、教育長だとかってものを別に連動させなくてもいいのかと、それはどうですか。
会長	判断としては、市長の職責からいって、かなり大胆なこともしなきゃならない、頑張ってもらわなきゃいけないということで、その副市長と比べたら、市長はもっともらってもいいでしょうっていう感覚は私も持っています。
委員	そういう意味でございます。
会長	それはご意見として、むしろいただいた方が良くと思います。みんなを上げる分を市長に集中して上げて頑張ってもらおうという、それはそれで、議論の過程をはっきり書かなきゃなんないと思うんですけれども、初めから否定されるようなものではないと思います。
部長	まさにおっしゃる内容っていうのは、考え方としては全く、我々も同感のところなんで

す。

ただ財源、先ほどの話に戻りますけど、国全体で見ると、過去最高の税収やっていうのは、賃金が上がると当然税収も上がっていくんですけど、市に直接入る税収となるとあまり変わらない。先ほどちらっと申し上げましたけど、市長の人件費も含めて、必要な経費を出します。そして、市に直接入ってくる税金、その差額が国から降りてくるので、そこで賄うというそういうイメージです。お金がないから上げないということではなくて、その差額が地方交付税という形で入ってくるので財源は一定確保されます。例えばですけども、以前副市長は2人体勢だったんです。ところが、あるときから1人体制になった。副市長が2人のときと、1人のときとだったら負担が大きくなる。だから副市長は、1人になるタイミングで給料をぐっと上げてもいいんじゃないか、そういう考え方も全然OKだと思います。市長もこれだけ時代が変わってきて、市長は我々職員が何かミスをすれば個人で賠償責任を負わないといけないということもありますので、そういう大きなリスクを考えると、市長はもっと上げ幅を大きくしてもいいんじゃないか、もうそれも実際考え方の一つだと思いますので、市長以下を一律の改定率にしないといけないということではないです。ただ一方で、上げ幅をそしたら幾らにするかを判断するときには、他と合わせて上げる、その幅を統一したほうが説明がしやすい、わかっていたきやすいという、そういう側面もありました。それはどちらでも議論の中で、会長おっしゃっていただくような形で結論を出していただいたら、全く問題ないとは思いますが。

会長

今、退職手当のお話が出ましたけど、前審議会のときも退職手当を検討された中で、全国的に見れば、何らかの形で廃止する方向とかっていう試みもあれば、いやいやあれは残したほうがいいとかっていうその中に、退職手当をどう位置づけるかというので、勤続報償といいますか長年してもらってる、頑張ってもらったんだから、そこに報償として、退職金をあげるんだという。一般の職員の方は、10年単位かなんかで増えますよね、比率は。だから勤続するほどに増えるという関係なんですけど、実は市長はそういう側面全然ないんですよ。1ヶ月0.4、前回お話が出てましたけども、それで、その4年分っていうのをもらうだけです。途中で辞めたらその比率が下がるかといったら、そういうわけではなく、4年で19.2。2年で辞めたらその半分の退職金をもらうだけで、結局頑張らなかつた分減らすという仕組みにはなっていない。だから、そうすると勤続報償的な意味合いはあんまりないんじゃないかということで、勤続報償という面から言ったら廃止してもいいんじゃないかというような話になります。他の自治体がいろいろ検討している中に、もう1つは、退職金の支給制限機能があります。要するに不祥事があったときに、退職金を払わない。これは市長にとってみれば、問題を起こさないでやってればもらえるけれども、何か問題があったときには、その制裁として、退職金をもらえない。逆に考えると大きいですよ。その4年間ちょっと手前ぐらいのところになにか起こってなったら、月収の19.2ヶ月分がそっくりなくなるわけですから、数千万という単位で失うことになるんですけども、それが、退職金という形で横に置いとくと、問題があったときにはそれを渡さないぞという形で、ガバナンスを高めるという意味合いがある。その点に注目すると、退職手当制度はあったほうがっていうところがあるんですよ。近いところで言えば尼崎なんかはそういう考え方で、その機能をやっぱり残したほうがいいとい

課長	<p>う議論はありました。ですから次回、そのたたき台のところの場合によったら、その退職手当についてこういう検討材料もあるんだけどもということで、ちょっと議論していただいて、何か方向性が出てくるようだったら、改めてもう一度考えるということもあるかと思えます。一応そういう含みでご了解いただければと思います。</p> <p>他にないようでしたら、本日の議事は以上でございます。</p> <p>本日の特別職報酬等委員会におきまして皆様方の熱心なご議論により、貴重なご意見をたくさんいただきましたことを厚く御礼申し上げます。次回の審議会におきましても本日同様、有意義な意見交換が出来ますよう、皆様方のご協力、何卒よろしくお願いいたします。本日の審議会はこれで終了させていただいて事務局にお返しいたします。</p> <p>皆様本日はどうもありがとうございました。</p> <p>次回の第3回の審議会の開催について、皆様からご回答をいただいた結果、皆様全員がご出席いただけるという日がありませんでした。最も沢山の方にご出席いただける日としまして、8月21日18時からとさせていただきますと思います。</p> <p>それでは次回もどうぞよろしくお願いいたします。</p>
----	--